

商法改正（会社分割制度導入）等に伴う金融関係府令の整備の主な内容
（以下に挙げるもののほか、付随的・技術的な条文整理を適宜行う。）

1 会社分割制度導入に伴う府令の整備
銀行法施行規則

改正条項	見出し	概要
1条の3	営業の免許の申請等	営業免許申請書に添付する書類のうち創立総会の議事録について、分割により設立された場合はこれに関する株主総会の議事録とする（株式移転と並びの規定）
17条の7の2	基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合	株式取得制限の特例として、吸収分割により他の銀行等の営業を承継した場合又は他の銀行等を子会社とした場合を定める（営業の譲受けと並びの規定）
22条の2（新設）	分割の認可の申請	分割の認可申請書に添付する書類について定める（合併と並びの規定）
24条	合併等の場合に催告を要しない債権者	分割の場合に各別の催告を要しない債権者として、以下のものに係る債権者を加える。 ・外国為替先物取引（一定の基準及び方法により行われるものに限る） ・為替・金利に係るスワップ・オプション取引（公正な商慣習に基づく一定の基準及び方法により行われるものに限る） ・信用状取引（国際取引における公正な商慣習に基づく輸出入取引に係るものに限る） ・銀行振出小切手 ・宝くじ業務に関する預り金
34条の2	銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等	銀行持株会社設立等に係る認可申請書に添付する書類のうち創立総会の議事録について、分割により設立される場合はこれに関する株主総会の議事録とする（株式移転・合併と並びの規定）
34条の14	基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合	銀行持株会社に係る株式取得制限の特例として、吸収分割により他の銀行等の営業を承継した場合又は他の銀行等を子会社とした場合を定める（営業の譲受けと並びの規定）
34条の18の2（新設）	銀行持株会社に係る分割の認可の申請	銀行持株会社に係る分割の認可申請書に添付する書類について定める（合併と並びの規定）

長期信用銀行法施行規則

改正条項	見出し	概要
1条	営業の免許の申請等	営業免許申請書に添付する書類のうち創立総会の議事録について、分割により設立された場合はこれに関する株主総会の議事録とする（株式移転と並びの規定）
5条	合併等の場合に催告を要しない債権者	分割の場合に各別の催告を要しない債権者として、以下のものに係る債権者を加える。 <ul style="list-style-type: none"> ・外国為替先物取引（一定の基準及び方法により行われるものに限る） ・為替・金利に係るスワップ・オプション取引（公正な商慣習に基づく一定の基準及び方法により行われるものに限る） ・信用状取引（国際取引における公正な商慣習に基づく輸出入取引に係るものに限る） ・銀行振出小切手
5条の2	長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等	認可申請書に添付する書類のうち創立総会の議事録について、分割により設立される場合はこれに関する株主総会の議事録とする（株式移転・合併と並びの規定）
16条の2の2	基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合	長期信用銀行に係る株式取得制限の特例として、吸収分割により他の銀行等の営業を承継した場合又は他の銀行等を子会社とした場合を定める（営業の譲受けと並びの規定）
21条の2（新設）	分割の認可の申請	分割の認可申請書に添付する書類について定める。（合併と並びの規定）
25条の5	基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合	長期信用銀行持株会社に係る株式取得制限の特例として、吸収分割により他の銀行等を子会社とした場合を定める（営業の譲受けと並びの規定）
25条の10の2（新設）	長期信用銀行持株会社に係る分割の認可の申請	分割の認可申請書に添付する書類について定める。（合併と並びの規定）

保険業法施行規則

改正条項	見出し	概要
6条	免許申請書の添付書類	免許申請書に添付する書類のうち創立総会の議事録について、分割により設立された場合はこれに関する株主総会の議事録とする（株式移転と並びの規定）
58条の4	基準株式数等を超えて株式	株式取得制限の特例として、吸収分割により他の保険会社の事業を承継

	等を所有することができる場合	した場合又は他の保険会社等を子会社とした場合を定める（事業の譲受けと並びの規定）
105条の2（新設）	分割に係る備置書類	分割に係る備置書類を定める
105条の3（新設）	分割に係る公告事項	分割に係る公告事項を定める
105条の4（新設）	保険契約に係る債権の額	分割に異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額を定める
105条の5（新設）	分割に係る備置書類の記載事項	分割の公告及び異議申立て手続に関する備置書類の記載事項を定める
105条の6（新設）	分割の認可の申請	分割の認可申請書に添付する書類について定める（合併と並びの規定）
105条の7（新設）	分割後の公告事項	分割により保険契約を承継させる場合の公告事項を定める
105条の8（新設）	分割による保険契約の承継の効力	分割により保険契約を承継した場合の事業方法書等の内容の変更等について定める（保険契約の包括移転と並びの規定）
210条の3	保険会社を子会社とする持株会社になる場合の認可の申請等	認可申請書に添付する書類のうち創立総会の議事録について、分割により設立される場合はこれに関する株主総会の議事録とする（株式移転・合併と並びの規定）
210条の12の2（新設）	保険持株会社に係る分割の認可の申請	分割の認可申請書に添付する書類について定める（合併と並びの規定）

無尽業法施行細則

改正条項	見出し	概要
21条の2（新設）	分割の認可申請	分割の認可申請書に添付する書類について定める

信託業法施行細則

改正条項	見出し	概要
25条の2（新設）	分割の認可	分割の認可申請書に添付する書類について定める

担保附社債信託法施行細則

改正条項	見出し	概要
21条の2（新設）	分割	分割に係る届出書類について定める

前払式証券の規制等に関する法律施行規則

改正条項	見出し	概要
8 条	自家型発行者の地位の承継の届出等	分割に係る届出書類について定める

企業内容等の開示に関する内閣府令

改正条項	見出し	概要
19 条	臨時報告書の記載内容等	臨時報告書の提出要件として会社の分割を定める
様式第 2 号等	有価証券届出書等	会社の分割についての概要等の記載事項について定める

発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

改正条項	見出し	概要
26 条	撤回条件から除外される場合	公開買付けの撤回条件から軽微なものとして除外される事項に、一定の会社の分割を定める

証券会社に関する内閣府令

改正条項	見出し	概要
別表第 5	届出事項(分割により営業の全部又は一部を承継したとき)	証券会社が分割により営業を承継した場合の届出に係る記載事項及び添付書類を定める。
別表第 6	届出事項(分割により営業の全部又は一部を承継させたとき)	証券会社が分割により営業を承継させた場合の届出に係る記載事項及び添付書類を定める。

金融機関の証券業務に関する内閣府令

改正条項	見出し	概要
別表第 6	届出事項(分割により営業の全部又は一部を承継したとき)	登録金融機関が分割により営業を承継した場合の届出に係る記載事項及び添付書類を定める。

会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令

改正条項	見出し	概要
1条の2	上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準	会社の分割のうち、軽微なものとして重要事実にあたらないものの基準を定める（営業譲渡と並びの規定）
4条	子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準	子会社の分割のうち、軽微なものとして重要事実にあたらないものの基準を定める（営業譲渡と並びの規定）

外国証券業者に関する内閣府令

改正条項	見出し	概要
14条	分割又は営業の譲渡	登録申請者の経験年数について、分割により営業を承継させた者の経験年数を加算できる要件を、分割により承継される営業自体で証券業を営むことができると認められる場合とする（営業譲渡と並びの規定）
18条	認可業務に関する経験年数	認可業務に関する経験年数について、分割により営業を承継させた者の経験年数を加算できるものとする
別表第2	届出事項（分割により営業の一部を承継させ、又は承継したとき）	外国証券会社が分割により営業を承継させ又は承継した場合の届出に係る記載事項及び添付書類を定める。

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則

改正条項	見出し	概要
35条	投資信託約款の記載事項	投資信託約款の記載事項として、投資信託委託業者の分割に関する事項を定める（営業譲渡と並びの規定）
73条	廃業、解散等についての公告	投資信託委託業者が分割により営業を承継させる場合に公告すべき事項について定める（合併、営業譲渡等と並びの規定）
98条	外国投資信託の届出	外国投資信託に係る届出事項として、委託者の分割を定める（営業譲渡と並びの規定）
162条	外国投資法人等の届出等	外国投資法人に係る届出事項として、投資信託委託業者等の分割を定める（営業譲渡と並びの規定）
別表第2		項目及び添付書類に、分割に係る文言を加える

2 投資信託約款等の記載事項の細目の見直し

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則

改正条項	見出し	概要
36 条	投資信託約款の記載事項の細目	委託者指図型投資信託の受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合の投資信託約款の記載事項として、借入先を適格機関投資家に限る場合はその旨を記載することを規定。
77 条	投資信託約款の記載事項の細目	委託者非指図型投資信託の受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合の投資信託約款の記載事項として、借入先を適格機関投資家に限る場合はその旨を記載することを規定。
103 条	規約の記載事項の細目	投資法人がその資産の運用に必要な資金の借入れをする場合の規約の記載事項として、借入先を適格機関投資家に限る場合はその旨を記載することを規定。